

令和5年5月2日

各障害福祉サービス事業所
施設長 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

新型コロナウイルス対応に係る通所系サービスの基準等の臨時的な取扱いについて（第5版）

通所系サービスの在宅支援等の取扱いにつきましては、「新型コロナウイルス対応に係る通所系サービスの基準等の臨時的な取扱いについて（第4版）」（令和3年3月12日）において、お示しているところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが「5類感染症」に変更（令和5年5月8日以降）されることに伴い、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について（事務連絡令和5年4月28日）」（以下、「事務連絡」という。）が示されました。

これを受け、本市における今後の対応方針について、下記のとおりお知らせします。

つきましては、各障害福祉サービス事業所におかれましては、本通知内容を御了知のうえ、適切なサービス提供を行うとともに、事務手続に遺漏のないようお願いいたします。

なお、令和5年5月7日までは「第4版」に基づく取扱いとし、令和5年5月8日以降は「第5版」（本通知）に基づく取扱いを行うこととします。

記

1 通所系サービス等に係る在宅支援の取扱い（生活介護、自立訓練、共同生活援助） **変更あり**

(1) 在宅支援の方法等

事務連絡に基づき、「一定の要件のもと当面の間継続」することとします。

ただし、これまでの算定要件が変更されています。算定要件は以下に記載のとおりです。

(2) 本市への届出

事前に、「**新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅支援に係る届出書（令和5年度）**」**別添1**を電子メール（syogai@city.kyoto.lg.jp）により保健福祉局障害保健福祉推進室へ提出してください。

※既に令和5年度に入って提出している場合は、新たに提出は不要です。

※「**新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅支援に係る報告書**」は、提出不要。

通所系等（就労系以外）に係る在宅支援の取扱い

サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱い内容	5類移行後の取扱い内容
共通	一定の要件のもと当面の間継続	休業等により、利用者が通常の利用サービスを受けられない場合、利用児が感染をおそれて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問、電話等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問5】	事業所において通常の利用サービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常の利用サービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 ※事業所において通常の利用サービスの提供が困難になった場合の想定 ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
共同生活援助	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問や電話等による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問20】	新型コロナウイルス感染拡大防止のため入居者が自宅に戻った場合においても、自宅への訪問による必要な支援を継続している場合、基本報酬や関連する加算について算定が可能

2 就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱い（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）**変更なし**

在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとするよう、国において制度改正が行われました。

これを受け、本市における取扱いは引き続き以下のとおりとします。

(1) 在宅利用の要件（※「第4版」から変更なし）

ア 利用者要件

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でもサービス利用による支援効果が認められる利用者

イ 事業所要件

運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記したうえで、以下の項目全てを満たす場合

- ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。
- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ 「オ」が通所により行われ、あわせて「カ」の評価等も行われた場合、「カ」による通所に置き換えても差し支えない。

(2) 本市への届出

事前に、「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の届出書（令和5年度）」**別添2**を利用者が支給決定を受けた各区、支所ごとに分けて、該当する各区・支所保健福祉センター障害保健福祉課へ郵送又は持参により提出してください。

※既に令和5年度に入って提出している場合は、新たに提出は不要です。

※「新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅支援に係る報告書」は、提出不要。

3 その他

その他加算等の変更については、別添をご参照ください。

【問い合わせ】

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎 4 階
京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 施設福祉担当 長谷川、中山、梅原
電話：075 - 222 - 4161 / 電子メール：syogai@city.kyoto.lg.jp